

EUにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・テレビ、ビデオカメラ等の関税は14%と高関税である。 (継続、要望変更)	・日EU FTAの早期締結(理想的には2年以内)。 ・広範囲をカバーする拡大ITAの早期締結。 ・コンピュータや他の機器への接続が可能なデジタルDVIコネクタを持つものを含むフラットパネル表示装置(FDPS)に関するWTOパネルの速やかな履行。	
	時計協	(2)	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品(HS9101&HS9102)には従価税(4.5%)と定額税(最低税率と最高税率)を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%~4.7%の従価税だけが課されている。 (継続)	・時計関税を従価税に統一することを要望する。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
	日機輸	(3)	関税賦課一時停止制度	・関税賦課一時停止措置の一時的および最終完成品への非適用 ・以下に規定される関税賦課一時停止措置について。 - 最終完成品には、この措置が適用されないこと。 - 同一、同等または代替製品がEU内で十分な量が生産されているか、またはGSP対象国である第三国製造者により生産されている場合、この措置は通常認められないこと、同様にこの措置が最終完成品の競争を阻害する場合も適用されないこと。 http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm	・これらの関税一時停止措置の問題は、それが一時的であり、またコンポーネントに関してのみ適用されることである。 ・この問題は日・EU FTAの締結により解決可能であることから早期の締結を要望する。	・Council Regulation (EU) No 1344/2011
	日機輸	(4)	長期に渡るBTI承認期間	・Binding Tariff Informatuin (BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎる。 (継続)	・時間を短縮するべきである。	
	日機輸	(5)	通関手続きの不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。 (継続)		
	時計協 時計協	(6)	輸出入許可取得の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(7)	反ダンピング措置	・2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 (継続)		
	日機輸	(8)	物流セキュリティ規制遵守のための企業負担	・米国とEU向け出荷時の船積み前24時間ルールにより、出荷時の商品滞留時間が長くなり、企業の負担になっている。 事例：米国が2001年同時多発テロを契機にモノの輸入に関して以下のリスク把握を行う体制を導入。 1. 24時間ルール：外国港での船積み24時間前までに船荷情報の提出を義務付けるもの 2. コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ：職員の常駐により危険度の高いコンテナを識別 (継続)	・優良企業への優遇策導入。	・Advanced Manifest System (通称 24時間ルール)
	日機輸	(9)	関税対象品	・ ITA導入後も特にインクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical / Electrical component を含む」)に曖昧さがあり、関税ゼロ適用範囲が不明確となっている。 ITAの合意内容にレンズ製品が含まれなかったことで多額の輸入関税支払いが発生している。	・インクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical/Electrical component を含む」)の明示。 レンズに関する輸入関税障壁の緩和・撤廃。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
13 金融	日機輸 自動部品	(1)	マイナス金利の運用	・企業の運転資金用の預金にまでマイナス金利が課される。 (継続)	・運転資金のための口座などにはマイナス金利を適用しないで欲しい。	・マイナス金利
14 税制	日機輸	(1)	EU-韓国FTAの締結による競争力の低下	・EUとのEPA締結国(例：韓国など)、EU域内FTA国に比べて、関税での障壁があり価格競争力の面で、欧州、EPA締結国に対して苦戦を強いられている。 (継続)	・EUとのEPA早期妥結をお願いしたい。	・EPA
16 雇用	日機輸	(1)	Intra-Company Transfer	・EU Intra-Company Transfer指令に基づき、各EU加盟国で法制化が予想される。これに伴い、日本からの駐在員の任期が最大3年までとなる(トレーニーは3年)。	・オランダにおいては、日本からの駐在員は既存のHighly Skilled MigrantとICTの選択性となったため問題ではなくなったが、他国は以前不透明な状態のため、早急な解決をお願いしたい。	・ICT
	日機輸	(2)	Short-term Business visitors	・非居住者の訪問は滞在日数を記録し、60日を超える場合は税務当局に報告する必要がある。	・ルールの特典化。	・All EU countries
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償(補償金)には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 (継続)	・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勘案することを徹底してほしい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。</p> <p>上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合にはある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。</p> <p>(継続、要望一部削除)</p>	<p>・【制度的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 <p>・【実務的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形で英語でECウェブサイトに掲載してほしい。 - なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。 	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p>
	日機輸			<p>・多くのEU加盟国において、私的複製から生じる著作権者への補償として著作権補償料制度が導入されているが、料率や対象アイテムが加盟国間で不統一であり、域内市場の達成の妨げとなっている。</p> <p>(変更)</p>	<p>・早期に加盟国間での制度統一を要望する。長期的には、現行システムに代えて、著作権者が侵害者から直接補償を徴収するシステムの構築を要望する。</p>	<p>・EU著作権補償料制度</p>
	日機輸			<p>・2010年10月に欧州裁判所の判断が出され(C-467/08)、 自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること 私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること 私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。</p> <p>しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべて私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続きにかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・左記問題点はVitorino Recommendationsでも指摘されている通りである。Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC CJEU (C-467/08)</p>
	日機輸			<p>・Directive及び欧州裁判所判決(C-467/08等)から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			・私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。 かかる事実、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。	・現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。	
	日機輸	(2)	特許権利化の遅延と出願費用の支払い継続	・日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約2年+と比較しても、欧州は約4年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持年金が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始(2010年1月)に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。 (継続)	・左記特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。	・審査運用 Patent examination practice in EPO
	日機輸			・年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合に、それまでに支払った費用が無駄になる。 (継続)	・日米等の主要国と同様に、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。 ・あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。	・欧州特許付与に関する条約 第86条
	日機輸 自動部品			・欧州では、特許出願後、審査開始前でも出願維持年金の支払いを要求される。そのうえ日米より特許の登録までに時間がかかるため、出願維持費用が大きな負担となる。中国も2010年には維持年金を廃止している。 (継続)	・出願維持年金を廃止して欲しい。	・出願維持年金制度
	日機輸	(3)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	・EUにおいては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要のため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。 (継続、要望追加)	・円滑な権利取得推進に向け、EU共同体特許の実現と、欧州及びEU特許裁判所(EEUPC)の設置を実現していただきたい。 ・2012年12月に統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。	・EPC
日機輸	(4)	審査期間の長期化	・EPOによる特許審査期間が長期化しており、適正なタイミングで権利を取得できないことが問題となっている。	・Early Certainly Program (Early Certainly from search, examination and opposition)に関して、EPO自身が掲げた目標の確実な実行。 ・PACE(programme for accelerated prosecution of European patent applications)がリクエストされた案件について速やかなサーチ&審査の完了。	・EPC Article/Rule	
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	CEマーク取得の過重な負担	・EU市場やノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドに製品を販売するためには、高価なテストと認証手続きを行う義務がある。日EUのFTA締結によって、証明制度の調和化の可能性はある。	・Council Regulation (EU) N° 339/93 ・Directive (2004/108/CE) ・French decree n° 2006-1278

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	フル工	(2)	CEマーク、RoHS指令、REACH取得負担	・EU市場に製品を販売するには、その製品が特定の規制でカバーされるたびに、CEマーキング、RoHS指令、REACHに適用させる必要がある。	・取得手続きの簡素化、明瞭化。	・CEマーク ・RoHS指令 ・REACH
	日機輪	(3)	RE指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NBの関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC
	日機輪	(4)	工業規格の添付義務	・ほぼすべての製品でCEマーク貼付義務あり。消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は当然JISで製造する。しかしそれを欧州で販売しようとする、まずCE自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。	・市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとすればCEマークが必要となる。小さな企業だと、CEへのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト・時間の節約効果は大きい。	・The council decision of 22 July 1993
	日機輪	(5)	小型装置に自国語記述が必要	・益々多くの国がパッケージに自国語記載を課している。	・小さくコンパクトな個装の商品(電池、電球、ヘッドフォン等)の場合、技術的あるいは経済的観点からこの規準を満たすことはほぼ不可能。小型規格品の販売を難しくしており障壁となっている。自国語記載ではなくロゴ標記を認めてほしい。	・example: Spanish Royal Decree 1368/88
	日機輪	(6)	工業規格の互換性	・欧州規格(PED、SIL)と日本の規格の互換がない。PED(Pressure Equipment Directive)に関して言うと実質的にはJISが認められるケースはまれである。モノの売り買いの時にJISはPEDより厳しいからOKと判断してくれるお客様は少ないと思われる。	・各規格の互換性が認められるものについては、規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンバート作業のコスト・時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL : IEC 61508 PED: http://ec.europa.eu/growth/sectors/pressure-gas/pressure-equipment/guidelines_en
	日化協	(7)	BREXIT後の化学製品のEU規制について	・イギリスに拠点において、日本の親会社より殺虫剤原薬、製剤品をEUに輸入しEU域内外の顧客に販売している。殺虫剤原薬、製剤品のEU域内での販売においては、"The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)"の規制を受けており、弊社は各種殺虫剤原薬、製剤品のBPR登録ホルダーとしての地位を有している。現行のBPRにおいては、「原薬、製剤品の登録ホルダーはEUに拠点を有す	・イギリスとEUとの交渉においては、イギリスに拠点を有し、EU域内ビジネスを行っている企業の状況を踏まえ、交渉が早期に決着するとともに、十分な移行期間が設定されソフトランディングの形で決着することを、強く要請していただきたい。	・The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19				る法人でなければならない」と規定されているため、BREXIT後、イギリスがBPRにおいてどのような法的地位を有するかという点は、弊社がイギリスでビジネスを継続できるかどうかという非常に大きな経営判断に関わる問題である。		
20	独占	自動部品	(1) 事前相談制度の廃止	・従来あった個別適用除外の事前相談制度である「ネガティブ・クリアランス制度」が廃止となったため、たとえば特許のライセンスプールなどの形成について、事前に当局の承認を得る機会が奪われた。 (継続)	・事前相談制度の復活、あるいはこれに相当する新制度の実施。	・1962年EC理事会規則17号(2)項
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1) RoHS指令適用除外申請の煩雑さ	・RoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。 (継続)	・適用除外の見直し期間の長期間化(例えば10年)。 ・ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。	・RoHS指令:2011/65/EU ・ELV指令:2000/53/EC
			(2) 生産装置等の保守部品へのRoHS指令等の適用	・ErP指令、改正RoHS指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品(商用コンピュータ、モニタなど)を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。 (一部削除)	・生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する際についても、規制適用外としてほしい。	
			(3) 加盟国ごとに異なる環境法制の解釈・運用	・各国で法令の解釈・運用が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。例えばスウェーデン独自の難燃剤の含有に対する課税制度など。 (継続)	・客観性のある科学的な知見に基づき、共通の仕組みづくりの構築を進めるべきである。	・WEEE、RoHS、REACH等の環境法規制
			(4) 日本とEUとの間の省エネ規制とラベリング制度の差異	・ICT製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギー規制、ラベリング制度の差異はビジネスにとっての負担が大きい。追加コストにより製品価格上昇、消費者負担増にも繋がる。 (継続)	・製品の省エネルギーを目的としている点では目的は共通なので、少なくとも製品の試験方法、使用方法の考え方は統一すべきである。	・エナジースター IEC/TC108 IEC/TC100 IEC/TC113など
			(5) 各国独自のリサイクルマーク	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 日本  Li-ion 欧州  米国  台湾  ブラジル  (継続)	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(6)	ナノマテリアル規制	・「ナノマテリアル」の定義、有害性についてのステークホルダー間での十分な議論がないままに規制が導入されかねないおそれがあることに懸念を有する。 (継続)	・万一規制が行われる場合には、客観的な科学的知見に基づき規制が正当化されることを確認のうえ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	・The European Commission Recommendation on the definition of nanomaterial (2011/696/EU)
	日機輸	(7)	二重規制、規制間の不整合	・複数の規制において、同様の化学物質が規制されたり、同一の対象に対する適用除外の考え方の不一致がある場合がある。例えば、RoHSとREACHにおけるフタル酸エステル二重規制。	・二重規制を避け、一貫性かつ整合性のある考え方に基づいた規制とすべき。かつ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	・RoHS、REACHにおける4フタル酸エステル制限提案
	日機輸	(8)	過度な要求	・On ModeおよびStandby Modeにおける省エネ基準と施行日がメーカーに対して過度な負担となる内容になっている。また、今回の改定版より追加されている資源効率要求の内容が、技術的に実現困難で、かつ当局が意図しているような「リサイクル・解体・修理の容易性向上」に寄与するものとなっていない。	・要求基準、施行日を再考の上で、改めてTBT通報して頂きたい。規制検討においては、十分な影響評価を行い、また費用対効果を考慮し過度な要求にならないようにして頂きたい。	・WTO/TBT通報No. G/TBT/N/EU/433 ・ErP Directive 2009/125/EC with regard to ecodesign requirements for electronic displays
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報保護指令および一般データ保護規則に基づく個人情報の移転規制	・EUの個人情報保護指令が強化されGeneral Data Protection Regulationが2018年5月より効力を生じることとなった。現行の個人情報保護指令Directive95/46/ECおよびGeneral Data Protection Regulationは、加盟国に対しEU外の国の個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めよう求めているが、現在の日本の制度は十分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EUの双方で事業を行うグローバル企業には2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。 (内容、要望ともに変更)	・日本の個人情報保護法も強化・改正され2017年より施行された。当該個人情報保護法がEUと同レベルの十分な保護を提供しているか否かの「充分性」の認定作業を、是非とも2017年中に終え、日本の個人情報保護法が「充分」であるとの認定が下りることを期待する。 (究極的には世界各国の個人情報保護制度の統合が理想)	・EU Directive 95/46/EC General Data Protection Regulation
	日機輸			・現在の個人情報保護指令では、EU/EEA域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。 (継続)	・個人情報保護に関する指令の簡素化。	・Directive 95/46/EC
	日機輸			・データ保護規則に基づく第三国移転条項規定により、日本はデータ保護十分性を認められていないため、EUからデータ移転に当たって、認定を受けた国の企業に比べて産業界全体・一企業は労力・費用負担がかかり、不利益。また、「個人データ」の範囲・定義が明確ではないこと。 (継続)	・データ保護規則十分性認定に関するEUおよび日本政府との対話、企業レベルで比較的簡素にEU-日本間のデータ移転の承認を受けられるような制度設置。	・EU Data Protection Regulation
	日機輸			・個人データへの取得規制が強化されれば、車両から使用者個人を特定できる場合に車両の稼働状況等のデータを取得できなくなり、サービス・メンテナンスの質を保つことができなくなる可能性がある。	・法改正に関する状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。	・EU個人データ保護指令

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
23	日機輸	(2)	個人情報保護指令に基づく加盟国内法の相違	・EU内の各加盟国が独自の法律に国内法へのデータ保護指令を実施しているが、現実には加盟国間での広範な相違がみられる。このため、会社としての個人情報保護ポリシー製作に当たり共通アプローチ部分と多くの国別例示の部分という構成をとることとなる。 (継続、要望追加)	・欧州委員会は最近、EU一般データ保護規則(GDPR)の最終テキストに合意したところであり、今後2016年春に正式採択、2018年春にすべての加盟国に直接適用されるようになる。 GDPRは、通知要件や汎EUポリシー・契約のドラフト・利用といったいくつかの分野において合理化を進める共に「忘れられる権利」の創出やデータ違反が起こった場合の報告に関する要件を増大させたり、同意に関する要件を厳しくしたりと、新たな挑戦を生じさせるものとなる。 GDPRは2018年5月に導入予定。	・Directive 95/46/EC	
	日機輸	(3)	一般データ保護規則の高額制裁金	・大筋合意されたEUの個人情報保護規則において、企業が違反した場合に、企業グループの全世界連結売上の4%までの罰金が課される可能性が規定されている。罰金の金額が恣意的に決定されないようにしてほしい。 (継続)	・EU競争法に基づく罰金と類似の運用になると思われるが、ガイドラインの作成等運用ルールの明確化を図り、透明性を担保してほしい。		
	日機輸	(4)	e-プライバシー指令(クッキー法)における同意の不明確	・まだ全てのEU加盟国で実施されている訳ではないが、2011年に発効したクッキー法は、オンライン上での顧客体験改善活動に使用されるクッキーをウェブサイト運営者が自身のデバイスに置く前にユーザーの同意取得を要請している。この同意取得を明示的なものとするか、黙示的なもので認めるかといった点に加盟国間の相違が見られ、もし前者が必要だとするとビジネス活動の障壁となりえる。 2017年1月11日に欧州委員会が発表した3つの柱(ePrivacy改正、 データ経済推進、 データ国際移転)。 ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。 (追加)	・指令は、何が有効な同意を形成するかといったキー領域のガイドラインを伴っておらず、実施は非現実的、事実上不可能との批判を受けている。指令の適正な施行を行うためにも明確かつ実務的なガイダンスが不可欠となる。 ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。	・Directive 2002/58 on Privacy and Electronic Communications	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法規制関連の発行遅延	・RE指令がすでに施行されているにも関わらず、欧州委員会によるガイドラインが発行されていない。また、殆どの整合規格がOfficial Journalで公表されていないため、従来、自己適合宣言が認められている機器にNotified Bodyによる評価が必要となっている。Notified Bodyの評価に不要な費用と手番が発生している。	・整合規格の発行遅延に伴い、R&TTE指令からRE指令への移行期間を1年延長するよう希望する。	・2014/53/EU
	日機輸				・新EMC指令がすでに施行されているにも関わらず、欧州委員会によるガイドラインがドラフトのまま、正式版が発行されない。また、整合規格の一部がOfficial Journalから漏れている。	・至急、欧州委員会によるガイドラインの発行と漏れている整合規格を追加した修正版の発行。	・2014/30/EU
26	その他	日機輸 自動部品	(1)	BREXIT問題	・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。	・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにしてほしい。	